

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成21年10月1日(2009.10.1)

【公開番号】特開2007-103368(P2007-103368A)

【公開日】平成19年4月19日(2007.4.19)

【年通号数】公開・登録公報2007-015

【出願番号】特願2006-271412(P2006-271412)

【国際特許分類】

H 05 B 33/12 (2006.01)

G 09 F 9/30 (2006.01)

H 01 L 51/50 (2006.01)

H 01 L 27/32 (2006.01)

【F I】

H 05 B 33/12 B

G 09 F 9/30 3 3 8

H 05 B 33/14 A

G 09 F 9/30 3 6 5 Z

【手続補正書】

【提出日】平成21年8月14日(2009.8.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ゲート線とデータ線とで区切られ、発光素子とそれに連結されている駆動トランジスタとを各々含む、第1画素、第2画素、及び第3画素を有する有機発光表示装置であり、

前記第1画素は前記第2画素と前記第3画素とのいずれよりも発光素子の発光効率が低く、

前記第1画素、前記第2画素及び前記第3画素の各発光素子の面積が実質的に同一であり、

前記第1画素は前記第2画素または前記第3画素より、駆動トランジスタの占める面積の割合が高い有機発光表示装置。

【請求項2】

前記第1画素の駆動トランジスタのチャネルの配置が、前記第2画素と前記第3画素とのいずれの駆動トランジスタのチャネルの配置とも異なる請求項1に記載の有機発光表示装置。

【請求項3】

前記第1画素では駆動トランジスタのチャネルがゲート線と発光素子との間に位置し、前記第2画素と前記第3画素とでは駆動トランジスタのチャネルがデータ線と発光素子との間に位置する請求項2に記載の有機発光表示装置。

【請求項4】

前記第1画素の駆動トランジスタのチャネルが蛇行している請求項1に記載の有機発光表示装置。

【請求項5】

前記第1画素は前記第2画素と前記第3画素とのいずれよりも、駆動トランジスタのチャネル幅が広い請求項1から4のいずれか1つに記載の有機発光表示装置。

**【請求項 6】**

前記第1画素、前記第2画素及び前記第3画素は幅が同一である請求項1から4のいずれか1つに記載の有機発光表示装置。

**【請求項 7】**

前記第1画素では発光素子が青色光を放出する請求項1から6のいずれか1つに記載の有機発光表示装置。

**【請求項 8】**

前記第1画素、前記第2画素及び前記第3画素の各駆動トランジスタを構成する半導体が非晶質シリコンを含む請求項1から7のいずれか1つに記載の有機発光表示装置。

**【請求項 9】**

前記第1画素、前記第2画素及び前記第3画素の各々が、ゲート線とデータ線とに連結されているスイッチングトランジスタをさらに含む請求項1から8のいずれか1つに記載の有機発光表示装置。

**【請求項 10】**

前記第1画素、前記第2画素、及び前記第3画素の各々に含まれている発光素子が、駆動トランジスタに連結されている画素電極、  
前記画素電極に対向する共通電極、及び、  
前記画素電極と前記共通電極との間に介在し、各画素の発光領域を定める有機発光部材を含む請求項1から9のいずれか1つに記載の有機発光表示装置。